

おっとりっしゃ山香夏まつり 2026 出店申込要領

第1 提出書類

1 出店申込書及び誓約書

おっとりっしゃ山香夏まつり 2026 出店規約を読み、同規約第1号様式に必要事項を記入する。

2 おっとりっしゃ山香夏まつり 2026 出店希望調書（第2号様式）

「おっとりっしゃ山香夏まつり 2026 出店希望調書」に必要事項を記入する。

3 ブース仕様書（第3号様式）

出店を希望するコーナーの仕様書に必要事項を記入する。

使用料については、杵築市山香町ふれあい広場条例に基づき使用料を決定します。

(1) 出店1店舗 営業許可時間 15時から21時（準備片付け時間を除く）

※6時間×220円（基本単価） 1,320円

(2) 貸出品 : テント、机や椅子の貸出はありません。

(3) 電気・水道 : 電気・水道・排水は自己解決とします。

市役所施設内は使用できません。

(4) ごみ箱 : ブース内に必ずごみ箱を設置すること。

4 各種営業許可証の写し

飲食店営業、菓子製造業、一時営業許可証等の写し

《注意事項》

会場のスペースが限られているので、出店希望者が多い場合は抽選となる場合があります。

第2 提出先

杵築市役所山香振興課 担当者 平林

〒879-1307 杵築市山香町大字野原 1010-2

TEL 0977-75-2401 FAX 0977-75-2064

第3 提出期限

令和8年7月21日（火）

第4 食品衛生法に基づく手続き等

おっとりっしゃ山香夏まつり 2026 会場で調理を行い食品を提供する場合若しくは食品を取り扱う場合は、食品衛生法等に基づく許可を受ける必要があります。不明な点に関しては東部保健所に確認の上、必要な許可を必ず取るようにしてください。

第5 その他注意事項

杵築速見消防組合火災予防条例第18条において、「祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して、液体燃料を使用する器具を使用する場合には、消火器の準備をした上で使用すること」と定められています。

出店時における出店者の事故、商品の盗難、焼失に対して主催者は一切の責任を負いません。